

## 国土交通省告示第六百四十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十一年六月十八日

国土交通大臣 金子 一義

### 第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（高知県高岡郡四万十町替坂本字谷屋式山地内から同町仁井田字東野地内まで及び同町平串字後口山地内から同町平串字障子田地内まで）及びこれに伴う一般国道56号拡幅工事

### 第3 起業地

- 1 収用の部分 高知県高岡郡四万十町替坂本字谷屋式山、字ナツチ、字カツ子岡、字折尾山、字北屋式山、字弥太郎谷、字辻岡山、字中谷及び字定足山、六反地字瀧山、仁井田字定足、字黒石谷、字有ノ木ノ本、字長田、字東野及び字上八中野並びに平串字後口山、字庵ノ前、字持田、字出雲、字今宮田及び字障子田地内
- 2 使用の部分 高知県高岡郡四万十町替坂本字谷屋式山、字ナツチ、字カツ子岡、字折尾山、字北屋式山、字弥太郎谷、字辻岡山、字中谷及び字定足山、六反地字瀧山、仁井田字定足、字黒石谷及び字有ノ木ノ本並びに平串字後口山、字庵ノ前、字持田、字出雲、字今宮田及び字障子田地内

### 第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

#### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、高知県須崎市下分字国弘地内から同県高岡郡四万十町平串字障子田地内までの延長21.8km区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事及びこれに伴う一般国道56号拡幅工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により障害される一般国道56号の従来通行機能を維持するための拡幅工事は、同条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### 得られる公共の利益

高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線（以下「本路線」という。）は、阿南市を起点とし、徳島市、高松市及び高知市等を経て、四万十市に至る、四国地方の主要都市を相互に連絡する高速自動車国道である。

本路線が通過する高知県須崎市、高岡郡中土佐町及び四万十町は、太平洋沿岸の温暖多雨多照の気候を利用した野菜の生産が盛んな地域であり、特に全国1位の生産量を誇る高知県産のみょうが、ししとう及びしょうがの主要な生産地となっている。また、当該地域の沿岸部は須崎湾県立自然公園等に指定され、内陸部には日本最後の清流とよばれる一級河川四万十川が流れるなど観光資源にも恵まれた地域である。

しかし、当該地域におけるこれら農産品の物流や観光、都市間の移動は、そのほとんどを自動車交通に依存しており、また、高知県内の交通の要衝である県都高知市と当該地域との間を連絡する一般国道56号は、当該地域の市街地部や途中起伏のある山間部を通過する2車線道路であり、道路構造令（昭和45年政令第320号）に規定する規格を満たさない屈曲箇所や急勾配箇所が多く存していることなどから、主要幹線道路としての機能が著しく低下しており、自動車交通の定時性が確保されていない状況にある。

本件事業の完成により、自動車専用道路である一般国道56号須崎道路と接続し、さらに、本路線のうち既に供用を開始している区間を介して、当該地域と県都高知市とが連絡されるため、当該区間における走行時間の短縮が図られ、農産品の物流や観光等の交通の定時性が確保されることが認められる。さらに、高松市、徳島市及び松山市などの四国地方の主要都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成されることにより、農産品の販路拡大や観光圏の拡大等による地域産業、地域経済の活性化も期待されるものである。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である高知県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成8年3月及び同年12月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。また、計画交通量の見直しや上記の環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準

じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、評価項目のうち大気質及び振動については環境基準等を満足しており、騒音については、トンネル部坑口付近で一部環境基準を超える値が見られるものの、トンネル内に吸音板を設置することにより環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり吸音板の設置を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件事業は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるニホンカワウソの分布地域とされる二級河川新莊川の河岸を通過するが、本件区間内及びその周辺の土地において、その生息は確認されていない。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカの飛翔が確認されたが、本件区間内及びその周辺の土地において、その営巣は確認されておらず、生息環境である山地部を本件事業はトンネル構造にて通過することから、本件事業実施後も周辺に生息環境を広く残すこととなるため、影響は軽微であると評価されている。

さらに、本件区間内の土地では、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧 類として掲載されているブチヒゲツノヘリカメムシ、絶滅危惧 A類として掲載されているドウクツミミズハゼ、絶滅危惧 B類として掲載されているクボハゼ等が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧 A類として掲載されているヤマワキオゴケ、絶滅危惧 B類として掲載されているアゼオトギリ等が確認されているが、本件事業は山地部の大部分をトンネル構造にて通過し、また、河川を橋梁構造にて渡河することから、地形の改変は限定的であり、これらの生息又は生育環境を広く残すこととなるため、影響は軽微であると評価されている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存在するが、このうち2箇所については既に発掘調査を完了しており、記録保存の措置を講じている。起業者は、残る箇所についても高知県教育委員会との協議により、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## 事業計画の合理性

本件事業は、高知市とその南部に位置する須崎市、高岡郡中土佐町及び四万十町等との間における高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令による第1種第3級の規格に基づき、4車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本体事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成8年3月29日及び同年12月24日付けで都市計

画決定され、それぞれ平成18年4月21日及び平成19年9月14日付けで変更決定された都市計画と基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う一般国道56号の拡幅工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、高知市とその南部に位置する須崎市、高岡郡中土佐町及び四万十町等との間における高速交通ネットワークの形成が必要であると認められるとともに、一般国道56号における線形不良箇所等を迂回し、できるだけ早期に自動車交通の定時性の確保を図る必要があると認められる。

また、本路線の沿線自治体の長等からなる四国横断自動車道高知県建設促進期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。